

歩行中にはねられ負傷



助手席または後部座席に同乗中に事故に遭い負傷



バイクで走行中に誤って電柱にぶつかって負傷



交通災害共済は こんな時に役立ちます



自転車で走行中、転んでケガを負った



バスに乗車中、急ブレーキで転倒し負傷



車椅子を使用中、車両にはねられ負傷

**掛け金は
公費(町村)負担です**

住民全員分の掛け金を、お住まいの町村が全額負担しています。事故に遭われたら、役場の窓口へご相談ください。

死亡

**200
万円**

事故の日から1年間にかかった
入院(2日以上)1日目から

2,000円

事故の日から1年間にかかった
通院(3日以上)1日目から

500円

…に基礎見舞金**2万円**を加えた額(20万円が限度)

令和6年度、組合では**150名**の加入者に**総額1,800万円**をお支払いしました。

必要要件に満たない場合や免責条項に触れる場合、必要書類が整わない場合は見舞金が減額されたり、支払われない場合があります。

くわしくは裏面をご覧ください。

南信地域町村交通災害共済事務組合



南信交通災害共済ホームページ
<https://nankousai.jp/>

南信交通災害共済 検索

◇ 町村が運営する交通共済は… ◇

事故でケガなどを されたとき

ご加入いただいた方が、国内の道路等で発生した自動車などの交通事故で死亡・けが・後遺障害になられたときに、見舞金をお支払いいたします。対物事故や対人事故の補償はありません。

万が一事故に 遭われたら

万一事故に遭われケガなどをされたら、警察に「人身事故」として届け、その後、役場で手続きをご相談ください。警察への届け出がない場合や「物件事故」での届け出の場合は、見舞金が減額されますので、ご注意ください。

お支払いする見舞金

- ◎ 死亡 **200万円**
- ◎ けが 事故の日から1年間にかかった
入院(2日以上) 1日目から日額 **2,000円**
通院(3日以上) 1日目から日額 **500円**
…に基礎見舞金**2万円**を加えた額(20万円が限度)

【見舞金計算例】(入院10日、通院44日の場合)

入院10日×2,000円 + 通院44日×500円 + 基礎見舞金2万円
=支払見舞金62,000円

- ◎ 後遺障害 身体障害1・2級及び植物症 **40万円**
身体障害 3級 **30万円**

※交通事故証明書や診断書の正本を提出いただくと、付加見舞金をお支払いします。

※自殺や故意による事故・飲酒運転など重過失による事故・作業中の事故・自然災害による事故・道路外の事故などは対象になりません。

※見舞金の請求期限

- ①死亡見舞金及び傷害見舞金は、事故の日から起算して13か月
- ②後遺障害見舞金は、事故の日から起算して24か月
- ③付加見舞金は、主見舞金の種別に準じます。

交通 災害共済 Q&A

Q 自転車で転んでケガをしました。自動車安全運転センター発行の交通事故証明書を取得していませんが、申請できますか。

A お住まいの町村役場窓口備付けの確認申請書等(町村長証明)を提出していただくことにより、申請できます。

Q 共済期間中に他県又は県内の他市町村に転出した場合はどうなりますか？

A 共済期間中に他県又は県内の他市町村に転出した後でも、共済期間満了までは有効となります。交通事故によりけがをした場合の請求手続きは、加入された町村役場が窓口になりますのでご注意願います。

くわしくは、お住まいの **町村役場交通共済窓口** へお気軽にお尋ねください